市長	副市長	技監	部長	課長	精算	設計

平成26年度 携帯型簡易デジタル無線機購入 実施設計書

物 品 番 号　　加市防第　8　号

納 入 場 所　　加東市　地内

購 入 物 品　　携帯型簡易デジタル無線機及び付属必要品

工　　種

加　東　市

内		訳	
	実　施 （前回変更）	今 回 変 更	増　減　額
設計額 （内消費税）	円 （　円）	円 （　円）	円 （　円）
請負額 （内消費税）	円 （　円）	円 （　円）	円 （　円）
執行方法	物　品	施工日数	契約締結日の翌日から 平成26年6月30日 限り

（起工又は変更理由）

水防団（消防団）が現在使用している携帯型無線機の老朽化及び当該無線基地局（社庁舎屋上設置）の取壊しに伴い、基地局を必要としない携帯型簡易デジタル無線機を全分団（75分団）へ配備する。

概	要
携帯型デジタル簡易無線機	171台
充電式バッテリー等	171式
付属品	171式
乾電池ケース	96個

内　訳　書

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
デジタル無線機本体 IC－DU65C	171.0	台			
大容量バッテリー BP－220N	171.0	台			
充電器 BC－161＃02	171.0	台			
充電器ACアダプター BC－165	171.0	台			
乾電池ケース BP－221	96.0	個			
ハードケース LC－166T	171.0	個			
ベルトクリップ	171.0	個			
消費税相当額					
総計					

携帯型簡易デジタル無線機
購入仕様書

加東市

第一章　総　則

第１条　適用

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は加東市に配備するデジタル簡易無線免許局（携帯型）の整備計画に伴う購入に適用する。

第２条　概要

加東市が整備するデジタル簡易無線免許局（携帯型）の納入を行うものである。

第３条　購入品目及び数量

購入品目及び数量は、以下のとおりとする。

	品　目	単位	数量	備考
1	デジタル簡易無線免許局（携帯型） （詳細は機器仕様による）	式	171	1W／５W切替機

第４条　納入場所

住所：兵庫県加東市社５０番地

名称：加東市役所　市民安全部防災課

電話：０７９５－４３－０４０３

第５条　納入期限

平成２６年６月３０日まで

第６条　契約の履行

本契約の履行範囲は、本仕様書に掲げる装置の単体・総合調整・免許等の申請の際に必要な印紙の調達までとする。

第７条　提出図書

原則として、日本語で記載した次の図書を提出するものとする。

1. 承諾図（機器仕様等）・・・契約後速やかに　１部
2. 無線局免許状
3. 総合通信局へ提出した免許申請書の写し
4. 納入品一覧表
5. 取扱説明書

第８条　特許等の使用

受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は契約者にあるものとする。

第９条　仕様書の解釈

本仕様書に明示なき事項であっても、装置の機能上当然具備するべきものについては、受注者においてこれを充足するものとする。

また、本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、双方において協議の上解決を図るものとし、一方的な解釈によってはならない。

協議の議事録等はその都度１部提出し、市担当職員の承諾を得るものとする。

第二章　　機器その他の仕様

第１０条　デジタル簡易無線免許局（携帯型）

(1) 送信出力　　１W／５W

(2) 通信方法　　プレストークによる単信方式

(3) 電波型式　　デジタル：F1E・F1D・F1F
アナログ：F2D・F3E

(4) 電源　　リチウムイオン電池パックを使用し、送信 5、受信 5、待受 90 の割合で送信出力５W設定時に約１７時間使用できること。

(5) 発振方式　　水晶制御による周波数シンセサイザー方式

(6) 変調方式　　デジタル：４値ＦＳＫ変調方式
アナログ：可変リアクタンス周波数変調

(7) 受信方式　　ダブルスーパーヘテロダイン方式

(8) 実装周波数　　デジタル：467.00～467.400MHz（6.25 KHz 間隔 65 波）
アナログ：465.0375～465.15MHz（12.5 KHz 間隔 10 波）
：468.55～468.85MHz（12.5 KHz 間隔 25 波）

(9) 低周波出力　　７００mW以上

(10) 使用温度範囲　－２０℃～＋６０℃

(11) 重量　　３１０ｇ以下（アンテナ・リチウムイオン電池装着時）

(12) 外的条件　　本体は、日本工業規格指定の防水規格（ＪＩＳ保護等級７）および防塵規格（ＪＩＳ保護等級６）に相当（ＩＰ６７）し、米国軍用規格のＭＩＬ規格に準拠した製品であること。

(13) 外形寸法　　９７.５（H）mm　５６（W）mm　３７.４（D）mm 以下
（リチウムイオン電池パック装着時、突起物を含まず）

(14) 充電器　　①過充電防止回路を有すること。
②ＡＣ１００Ｖで充電できること。
③４台まで連結可能な構造であること。
④充電器に装着した状態で電池パックの電圧が一定電圧以下に低下した場合、自動的に再充電を開始する機能を有すること。

(15) リチウムイオンバッテリーパック
７．４Ｖ　２６６０mAh　min であること。

(16) ハードケース　強度確保の為、取り外し個所はボタン等で固定のこと。
（経年変化による劣化を考慮し、マジックテープ等は使用しない）
ケースをつけた状態においても無線機の LCD 画面の確認が出来ること。

(17)乾電池ケース　単三形アルカリ乾電池×５本を使用するものであること。

(18)周波数表示　ＬＣＤに表示するチャンネル表示は漢字全角４文字を表示できると共に英数文字半角８文字を表示できること。

(19)緊急呼出　無線機天面に緊急呼出(エマージェンシー)ボタンを有し、緊急事態発生時にこのボタンを押すことで事前登録した自局番号を相手方に表示できると同時に、自局及び相手方に警告音を共鳴させる機能を有すること。

(20)その他　①無線機本体の電源投入後、ビープ音が鳴り機器の管理番号または、呼出名称を表示すること。

②電池の残量が液晶で表示できると共に一定の残量になった時点で警告アラーム音により残量の確認ができること。

③チャンネルを変更する場合、ＬＣＤの表示で設定チャンネルを確認する以外に、チャンネル変更作業時、チャンネルを音声で案内する音声案内機能を有すること。

④充電は本体にハードケースを装着した状態で充電出来ること。

⑤無線機本体が 60 度以上傾いた状態が一定時間続くと、自動的に緊急呼び出し機能が動作すること。

⑥無線機本体を一定時間操作しなかった時に、自動的に緊急呼び出し機能が動作すること。

⑦チャンネルごとにワンタッチ操作で 1W・5W 切り替えが可能であること。

⑧納入時には運用面、秘匿性等を考慮した設定を担当職員と協議し、設定のうえ納品すること。

⑨本物品の管理の為、無線機本体の製造番号は連番とすること。

⑩本物品の製品導入に際し、導入説明を実施すること。
（手法などは担当職員と協議すること。）

第１１条　免許申請手続等

無線局の免許申請等､監督官庁への手続きに必要な資料･図面類は､受注者が準備する。なお、免許申請手続き費用等は、本調達に含む。

第１２条　検収等

受注関係者が行う外観､機能等の検査に合格し免許状交付の日をもって納品完了とする。

第１３条　補償

受注者は、納品日から１年以内において、取扱不注意及び天災以外の理由による故障等を生じた場合は、無償にて修理または交換を行うこと。

第１４条　機器構成

(1) 本体　IC-DU65C（アンテナ付属）・・１７１式
(2) リチウム電池　BP-220N ・・・・・ １７１式
(3) 急速充電器　BC-161#02+BC-165 ・・１７１式
(4) 乾電池ケース　BP-221・・・・・・・　９６式
(5) ベルトクリップ　MB-98・・・・・・１７１式
(6) ハードケース　LC-166T・・・・・・１７１式
(7) 取扱説明書ならびに保証書・・・・・１７１式
(8) 無線機設定費・免許申請費・・・・・・・１式

※同等品以上の製品での応札は不可とする。

以上